

5 総第 969 号  
令和 6 年 3 月 29 日

安曇野市監査委員 川上 則文 様  
安曇野市監査委員 野本 博之 様  
安曇野市監査委員 大竹 啓正 様

安曇野市長 太田 寛

令和 5 年度財政援助団体等監査報告書に対する対応について（通知）

令和 6 年 3 月 14 日付け 5 監査第 115 号により提出された「令和 5 年度財政援助団体等監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○財政援助団体等監査報告書に対する対応  
別紙のとおり

## 令和5年度 財政援助団体等監査（5監査第115号）

## 改善を要する事項及び意見

頁	No.	改善を要する事項及び意見	措置（改善）状況（いつまで、どうする） 【所管部：福祉部】
P9	1	<p>(1) 全体について</p> <p>ア 市社協への補助金交付について</p> <p><u>今回の監査にあたり、市に提出された補助金等交付申請書や事業計画、実績報告書の内容を確認しました。それらの書類に記載された補助を要する理由等と実績報告の内容に、一部結び付いていないものがありました。</u></p> <p>具体的には事業計画書に光熱水費等の削減をすると記載してありましたが、実績報告書には光熱水費等の削減についての記載がなかったことが挙げられます。</p> <p>実務上では、市と市社協は連携して事業を実施しており、市社協の補助対象事業の詳細を把握していることから、それらの情報を踏まえることで補助金の審査が可能なのだと思います。しかしながら、補助金の適正性を担保するためには、書類上で整合が図られている必要があると考えます。</p> <p>つきましては、<u>市と市社協で提出書類に記載する内容について協議していただくよう要望します。</u></p>	<p>補助金の適正性を担保するため、事業計画の内容に対応した実績報告とするよう、市社協と確認し、本年度の実績報告から対応します。</p>
P9	1	<p>(1) 全体について</p> <p>イ 実績報告書の添付書類について</p> <p><u>市社協から提出される実績報告書に、補助対象となる消耗品費等の内訳が記載された書類がなく、補助事業と関係がない事業の評価書もありました。</u></p> <p>消耗品費等の内訳については、別の文書として担当課では保存していましたが、<u>補助対象経費の根拠となる書類は実績報告書と共に保存すべきと考えます。</u></p> <p>また、補助事業と関係がない事業の評価書は、本来必要ない書類であり、補助金の審査の煩雑化を招きます。</p> <p>つきましては、<u>実績報告書に添付する書類の内容について、市と市社協で協議していただくよう要望します。</u></p>	<p>事業実績を確認するにあたり不要な混乱を招くことの無いよう、本年度より、該当事業に特定した報告を求めてまいります。</p> <p>また、補助対象経費の根拠となる、消耗品費（物件費）等の内訳を示す書類については、実績報告書と共に保存いたします。</p>

頁	No.	改善を要する事項及び意見	措置（改善）状況（いつまで、どうする） 【所管部：福祉部】
P10	1	<p>(2) 所管課について</p> <p>ア 補助金の概算払いについて 市社協への補助金は概算払いにより、適時に支出されています。</p> <p><u>事務事業執行伺書の事業概要に記載された概算払いの理由を市社協の経営状態を踏まえたものとしていますが、過去の理由を踏襲しているため、実態と相違しています。</u></p> <p>市社協の支出は年度を通して行われることから、概算払いは妥当だと考えますが、<u>概算払いの理由について、今一度担当課内等で検討していただくよう要望します。</u></p>	<p>事務事業執行伺書の事業概要に記載する概算払いの理由は、実情に基づく適切な理由を記載するよう改めます。</p> <p>なお、市社協が作成する概算払いの請求書についても、適切な理由を記載するよう、市社協と申し合わせ、徹底してまいります。</p>